

北海道高等学校体育連盟名寄支部規約

第 1 章 名称および事務局

第 1 条 本支部を北海道高等学校体育連盟名寄支部事務局と称する。

第 2 条 本支部事務局は、支部長在任の学校におく。

第 2 章 目的

第 3 条 本支部は支部高等学校の体育系部活動の健全な発達を図ることを目的とする。

第 3 章 組織

第 4 条 本支部は高体連名寄支部加盟の高等学校をもって組織し、北海道高等学校体育連盟に所属する。

第 5 条 北海道高等学校体育連盟規約、第 5 条に準じる。

- 1 その種目の必要に応じて専門部をおく。
- 2 その設置・廃止については理事総会において決定する。

第 4 章 事業

第 6 条 本支部は第 3 条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 高体連名寄支部に関わる諸体育大会の開催と補助
2. 学校体育に関する研究および指導
3. その他 本支部の目的達成のために必要なる事項

第 5 章 役員

第 7 条 本支部に次の役員をおく。

支部長（1名） 副支部長（1名） 道理事（2名）
理事（各校2名） 監事（2名）
道専門委員（各支部専門部1名）

第 8 条 支部長、副支部長および道理事は理事総会において選任する。
支部長は本支部を代表し、会務を統轄する。
副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故のあるときはその職務を代行する。
道理事は理事総会を、道専門委員は顧問会議を代表し連絡その他の任にあたる。

第 9 条 理事は各校の校長および体育指導者 1 名がこれにあたる。

第 10 条 監事は理事総会において選出し、支部長がこれを委嘱する。
監事は会計を監査する。

第 11 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。欠員補充によって就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

第 6 章 会 議

第 12 条 本支部の会議は理事総会、専門委員会議および顧問会議とする。

第 13 条 理事総会は年 2 回開催し、支部長はこれを招集する。
専門委員会議および顧問会議は必要に応じて支部長がこれを招集する。
理事総会において議決すべき事項は次の通りとする。

1. 役員の決定
2. 予算決算の審議
3. 事業の決定
4. 規約改正
5. その他 理事総会において必要と認めた事項

第 14 条 理事総会は理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
ただし、各校とも代理理事の出席を認める。

第 7 章 会 計

第 15 条 本支部の会計は高体連支部負担金および参加料をもって充てる。

第 16 条 本支部所属校の生徒 1 名につき支部負担金を全日制は 500 円、定時制・特殊は 100 円とし、生徒数は 5 月 1 日の在籍数とする。

第 17 条 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 附 則

第 18 条 本支部事務局運営にかかわる細則は別に定める。

第 19 条 専門委員内規は別に定める。

第 20 条 本規約は、平成 5 年 5 月 14 日から適用する。
平成 18 年 12 月 8 日 一部改正。
平成 23 年 5 月 20 日 一部改正。